

認定NPO法人等の 管理・運営 記載例

1 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

神奈川県条例では、毎事業年度終了後 3 か月以内に提出する必要があります。

(注1) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります(法 29)。

(注2) 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません(法 55①、62)。

○ 所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

	提出書類	提出部数	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書（様式第 20 号）	1 部	119、120
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	2 部	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など	121～126
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等（注1）との取引		
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注2）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類		
⑨	解説編「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)(ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第 3 表、第 3 表付表 1、第 3 表付表 2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表）、欠格事由チェック表	2 部	130～137

(注1) ⑤欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によつ

て生計を維持している関係
 ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
 (注2) ⑥欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

認定 NPO 法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法 54③、55②、62）。

○ 助成金の報告

	書類の作成・提出時期	作成（提出）書類	提出部数	参照ページ
助成金の支給を行った場合	支給後速やかに作成、提出	認定(特例認定)特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(様式第 21 号)	2部	138 ～ 139
		助成の実績を記載した書類		

(3) その他の報告

認定 NPO 法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先	参照ページ
①	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49④、法 51⑤、法 62) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①直近の事業報告書等(1部) ②役員名簿(1部) ③定款等(1部) ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し(1部) ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し(1部) ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書(認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号)(1部) ※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です(法 51⑤)。	所轄庁以外の関係知事	141～ 145
②	役員の変更等をした場合(法 52①、法 62、法 23)	①役員の変更等届出書(第 4 号様式)(1部) ②変更後の役員名簿(2部、所轄庁以外の関係知事の場合は 1部) ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条(役員の欠格事由)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し(1部) ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの(1部)	所轄庁(二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事) (所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、様式等は当該都道府県にお問い合わせください。)	146～ 148
③	定款を変更した場合(所轄庁の認証が必要な場合を除きます。)(法 52①、法 62、法 25⑥)	①定款変更届出書(第 6 号様式)(1部) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) ③変更後の定款(2部、所轄庁以外の関係知事の場合は 1部) ④他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項(神奈川県は定めなし)	所轄庁以外の関係知事に提出する場合は、様式等は当該都道府県にお問い合わせください。)	149
④	定款の変更に係る登記をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)	①登記をしたことを証する登記事項証明書 ②登記したことを証する登記事項証明書の写し(1部)		—
⑤	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	①認定(特例認定)特定非営利活動法人定款変更認証提出書(第 18 号様式)(1部) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) ③変更後の定款(1部) ④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項(神奈川県は定めなし)	所轄庁以外の関係知事 (様式等は所轄庁以外の当該都道府県にお問い合わせください。)	150 (神奈川県知事が所轄庁以外の関係知事の場合)
⑥	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合(法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)	①定款変更認証申請書(第 5 号様式)(1部) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部) ③変更後の定款(2部) ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法 11 ①三又は十一に掲げる事項に限ります。)(2部)	変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出 (様式等は、変更後の所	151～ 152 (神奈川県知事が変更後の所轄庁の場合)

		⑤役員名簿(2部) ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと(法2②二)及び暴力団等に該当しないものであること(法12①三)を確認したことを示す書面(1部) ⑦直近の事業報告書等(1部) ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し(1部) ⑨認定等に関する書類の写し(1部) ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(寄附者名簿を除く添付書類を含みます。)の写し(1部) ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類(1部)	轄庁になる当該都道府県にお問い合わせください。)	
⑦	認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合(法53①、法62)	①代表者変更届出書(第19号様式)(1部) ②登記したことを証する登記事項証明書の写し(1部)	所轄庁	153
⑧	認定NPO法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合(法53④、法62、法規31②、法規33②)	①直近の事業報告書等(1部) ②役員名簿(1部) ③定款等(1部) ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し(1部) ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し(1部) ⑥法規31②及び法規33②に規定されている提出書(認定NPO法人は様式第3号、特例認定NPO法人は様式第5号)(1部)	所轄庁以外の関係知事	154 ~ 157

※ 藤沢市内のみに事務所を置く認定NPO法人等につきましては、新任の役員が就任した際に、①役員等氏名一覧表を神奈川県知事にご提出いただく必要があります。(新任役員のみ記載で結構です)
(様式例はP100をご参照ください)

2 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開（閲覧）

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（114 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照）（法 52④、54⑤、法 62）。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類

※ ①、②、④、⑦、⑧の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。（①、②については、法 52⑤）

《参考》

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法 54①②、法 62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
解説編「2 (1) 認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法 30、56、62）。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	○	
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
	財産目録			
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）（注1）			
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面（注1）			
役員名簿（注1）				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）				
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	期間中（注3）	○	
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	認定の有効	○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間（注4）	過去5年間に提出を受けたもの（注5）	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金などの資金に関する事項を記載した書類			○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類			○
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類（注1）			○
	イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引			
	ロ 役員等との取引			○
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
	役員等に対する報酬又は給与の状況			
	イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）			
	ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類（注1）	○		
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○			
解説編「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（注1）	○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○		○	
寄附者名簿	×		×	
認定（特例認定）申請書	×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×		×	

(注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させることとなります（役員名簿等について令和2年改正法30、52⑤）。

(注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間

(注4) 特例認定 NPO 法人の場合は翌々事業年度の末日までの間

(注5) 特例認定 NPO 法人の場合は過去3年間に提出を受けたもの

3 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法 64②)。

ハ 上記イ又はロの検査については、次のように定められています。

① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記イ又はロの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています(法 64③)。

② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イ又はロの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ハ①の書面の提示を要しないものとされています(法 64④)。

③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ハ①の書面を提示させるものとされています(法 64⑤)。

④ 上記イ又はロの検査をする職員が、当該検査により上記ハ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イ又はロの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ハ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法 64⑥)。

⑤ イ又はロの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないが、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法 64⑦、41③～④)。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。

ロ 所轄庁以外の関係知事は、認定 NPO 法人等について、(4)ロ①(①「2 認定等の基準」の(3)は除きます。)からの③の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

ハ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ又はロの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

ニ 上記イ及びロの勧告並びにハの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法 65⑤)。

ホ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記イ若しくはロの勧告又はハの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示す

ることとされています（法 65③～⑥）。

へ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、イ若しくはロの勧告又はハの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。

① 欠格事由の概要（32 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

② 欠格事由の概要（32 頁参照）の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法 66①）。

ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤～⑥）。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。

① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 46 頁を参照願います。）のいずれかに該当するとき

② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき

③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき

④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます（法 67②③）。

① 解説編「2 (1) 認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7) (30～31 頁参照) に掲げる基準に適合しなくなったとき

② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定 NPO 法人等の情報公開」(1) (114 頁参照) に違反して書類を閲覧させないとき

③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています（法 67④、43③）。

② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（法 67④、43④）。

③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 67④、49①②）。④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 67④、65⑦）。

① 欠格事由の概要（32 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

② 欠格事由の概要（32 頁参照）の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。（注）に同じです。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所

得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、79)。

- ① 認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(法 50①、62、78 二、四)
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者(法 50②、62、78 三、五)
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(法 65④、78 六)
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(法 66①、78 七)

ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます(法 80)。

- ① 認定 NPO 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(法 52①、53 ①)、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき(法 80 三)
- ② 認定 NPO 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定(法 54①②③④)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類(認定 NPO 法人等の管理・運営 2(1)「認定 NPO 法人等の情報公開(閲覧)《参考》(114 頁)」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき(法 80 四)
- ② 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NPO 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定(法 49④、53④)又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(法 52②)、認定 NPO 法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(法 55①②)に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類(認定 NPO 法人等の管理・運営 1(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」(110 頁)を参照してください)及び認定 NPO 法人等の管理・運営 1(3)「その他の報告」(112～113 頁参照)①、④、⑤、⑧の書類の提出を怠ったとき(法 80 五)
- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(法 80 十)

施行規則で定めた様式です。神奈川県以外の様式では受理できません。

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

××年×月×日 神奈川県知事 殿 登記事項証明書の法人の名称及び代表者の氏名を記載 不要な文字を二本線で抹消 西暦・和暦いずれの記載でも構いません。	主たる事務所の所在地	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 電話番号 (045) 210-1111 ファクシミリ番 (045) 210-****	
	その他の事務所の所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 電話番号 (03) ****-**** ファクシミリ番 (03) ****-****	
	(フリガナ)	カナガワケン	
	法人の名称	特定非営利活動法人 かながわけん	
	(フリガナ)	カナガワ イチロウ	
	代表者氏名	神奈川 一郎	
	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
	××年 ×月 ×日から ××年 ×月 ×日まで	n 年 4 月 1 日から (n+1) 年 3 月 31 日まで	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (第 62 条において準用する第 55 条第 1 項) の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	役員報酬・職員給与の支給がないために規程未作成の場合は、取消線を引く
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)	特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 (イ) 役員等との取引	
ウ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 ((イ) に係る部分を除く) (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	

備考 1 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 (特例認定) 特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する必要あり
 2 (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与に関する書類の内容に変更がない場合は、チェック表第 3 表、第 3 表付表 1、第 3 表付表 2、第 4 表 (初葉)、第 5 表、第 7 表、欠格事由チェック表のこと
 3 不用の文字は、抹消してください。

1 注意事項（第 20 号様式）

- この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。条例個別指定の基準を満たす法人、認定の有効期間の更新を受けようとする法人及び特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法 44②、51⑤、58②）。

- 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	事業年度	n年4月1日～(n+1)年3月31日
-----	------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	〇〇〇, 〇〇〇円
受取寄附金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
受取民間助成金	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
〇〇〇事業収益	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
△△△事業収益	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
×××事業収益	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
受取利息	〇, 〇〇〇円
雑収入	〇, 〇〇〇円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

・受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載。
 ・活動計算書の収益の部の区分どおりに記載。
 ・事業収益については、事業の種類別（定款上の事業別）に記載。
 ・その他の収益については、受取利息と雑収益等に分けて記載。

(2) 借入金の明細

借入先	金額
〇〇銀行	3,000,000円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載

(3) その他

なし
(1)(2)の他に資金に関する重要な事項（現物寄附、有価証券の譲渡等）がある場合には記載。

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

上位5者の中に寄附金や会費が入る場合には記載不要

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市	〇〇市△△1-1	8,000,000円	△△支援事業の受託
株式会社〇〇〇	横浜市中区△△1-2	3,000,000円	〇〇事業
□□市	□□市△△2-2	1,500,000円	◇◇事業委託料
株式会社△△△	横浜市中区□□123	800,000円	□□事業
□□□株式会社	横浜市西区〇〇1-1	500,000円	〇〇事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
株式会社***	横浜市西区△△1-2	2,000,000円	〇〇事業△△費用
〇〇〇株式会社	横浜市中区〇〇1-1	1,500,000円	△△事業〇〇費用
△△△株式会社	横浜市西区△△2-2	1,000,000円	□□事業△△費用
NPO法人△△△	横浜市中区□△〇11	800,000円	△△事業〇〇費用
株式会社□□□	横浜市神奈川区□□1	700,000円	□□事業〇〇費用

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他取引条件等
神奈川 一郎	役員	自動車（令和〇年式：車種△△）	n. 5. 13	400,000円	現状渡し
小田原 一郎	社員	事業用設備（〇〇〇）	n. 11. 20	350,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他取引条件等
横浜 二郎	役員	金銭消費貸借契約	n. 5. 15	100,000 円	
厚木 一郎	社員	事務所賃貸借契約	n. 9. 1	200,000 円	
茅ヶ崎 二郎	社員	自動車のリース契約	n. 11. 1	150,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件等
小田原 一郎	社員	〇〇事業・講師謝金	n. 12. 1	50,000 円	
茅ヶ崎 二郎	社員	〇〇事業における△△に関する委託費用	(n+1). 2. 1	150,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
公益財団法人 〇〇	東京都〇〇区△ 1-1	50,000 円	n. 8. 1	●●地震支援
特定非営利活動法人△△△	横浜市中区〇〇〇 1-2-3	5,000 円	n. 10. 15	△△豪雨災害支援
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

当期中に支出した寄附金のほか、助成金支給実績提出書（第 21 号様式）に記載した助成金についてもこの欄に記載する

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実 施 日	途	金 額
2018. 6. 20	海外支援事業視察及び現地滞在費（〇〇国）	100,000 円
2018. 9. 15	〇〇会議出席及び現地滞在費（〇〇国）	200,000 円
2018. 12. 13	〇〇事業評価及び現地滞在費（〇〇国）	500,000 円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

「送金等」には金銭の持ち出しも含まれる

※ この書類は所轄庁へ提出する必要はありません

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
〇〇グッズの販売	円	
※別添「カタログ」に記載	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
会議室	円	料金等については、別添「料金表」を参照
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
〇〇事業・講師謝金	50,000 円	特になし
原稿作成謝礼	30,000 円	特になし
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

当該取引が「役員等へ」法人が行ったものなのか、「役員等から」法人が受けたものなのかを明示してください

1 記載要領（特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類）

○ 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

○ 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

2 注意事項（特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類）

○ この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

○ 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

○ 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。なお、社員（正会員等）又は寄附者が職員を兼務している場合、氏名欄に「X名（給与支給社員等の総数）」、支給金額欄に「○○円（左記人数に対する支給総額）」とまとめて記載することができます。（社員と寄附者の両方に給与を支給している場合、それぞれに分けて記載してください）

（内閣府NPOホームページ Q&A 1-2-3 参照）

ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

○ 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

○ 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

○ 「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

（所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。）

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
-----	------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
		①	②	③	④	⑤	
①	2018年4月1日～2019年3月31日	8人	2人	25.0%	2人	25.0%	
②	年月日～年月日	人	人	%	3分の1以下 となっていること	%	
③	年月日～年月日	人	人	%		%	
④	年月日～年月日	人	人	%		人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%		人	%
申請時		人	人	%		人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

記載不要です

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉙ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

役員 の 状 況

第3表付表 1

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数		8人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				①	②	③	④	⑤	申請時		
神奈川 一郎	横浜市中区日本大通1番地	理事長		○							就任 2006.11.29
横浜 二郎	横浜市中区港町1番地1号	理事	特定非営利活動法人「○○○」理事	○							就任 2006.11.29
川崎 三郎	川崎市川崎区宮本町1番地	理事	特定非営利活動法人「○○○」理事	○							就任 2006.11.29
相模原 四郎	相模原市中央区中央二丁目11番地15	理事		○							就任 2006.11.29
横須賀 五郎	横須賀市小川町11番地	理事		○							就任 2006.11.29
平塚 六郎	平塚市浅間町9番地1	理事		○							就任 2006.11.29
鎌倉 七郎	鎌倉市御成町18番地10	理事									就任 2006.11.29 退任 2020.2.28
藤沢 八郎	藤沢市朝日町1番地1	監事		○							就任 2006.11.29
神奈川 花子	横浜市中区日本大通1番地	監事	理事長の妻	○							就任 2006.11.29

事業年度の途中で退任した場合は「○」をつけない

「○」は、事業年度末に就任している者を記載

就任の年月日は、初めて就任した年月日を記載

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	装丁帳簿	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年
仕訳帳	ルーズリーフ	随時	7年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	随時	7年
請求書・領収書綴り	バインダー	随時	7年
領収証(控)	複写伝票	随時	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ① 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
第6表は記載不要です				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
	○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していないこと	チェック欄		
第8表は記載不要です			
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 かながわけん	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
------	---	----------------------------------

納税証明書の添付は必要ありません

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

施行規則で定めた様式です。神奈川県以外の様式では受理できません。

第 21 号様式 (第 25 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

認定 (特例認定) 特定非営利活動法人助成金

登記事項証明書の所在地を記載

××年×月×日 神奈川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1	
	その他の事務所の所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 電話番号 (03) ****-**** ファクシミリ番号 (03) ****-****	
	(フリガナ) 法人の名称	カナガワケン 特定非営利活動法人 かながわけん	
	(フリガナ) 代表者氏名	カナガワ イチロウ 神奈川 一郎	
	認定 (特例認定) 年月日	××年 ×月 ×日	
認定 (特例認定) の有効期間	××年 ×月 ×日から ××年 ×月 ×日まで		

登記事項証明書の法人の名称及び代表者の氏名を記載

不要な文字を二本線で抹消

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項 (第 62 条において準用する第 55 条第 2 項) の規定により、助成の実績を提出します。

備考 不用の文字は抹消してください。

助成の実績を記載した書類

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
令和××年×月×日	〇〇福祉施設	〇〇, 〇〇〇円	〇〇における福祉活動の推進（別紙参照）
令和××年×月×日	〇〇支援センター	〇〇, 〇〇〇円	被災地における〇〇支援事業（別紙参照）
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	
平成 年 月 日		円	

1 注意事項（第 21 号様式）

- この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 「助成の実績を記載した書類」を添付して提出してください。
- 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第44条第1項の
認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第44条第1項の認定を受けたので、法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から 13 までに掲げる書類については、法第 44 条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第58条第1項の
特例認定に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第58条第1項の特例認定を受けたので、法第62条
において準用する法第49条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は
居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する
旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説
明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 及び 12 に掲げる書類については、法第 58 条第 2 項において準用する法第 44 条第 2 項の申請書の添付書類として所轄庁に提出した同項各号に掲げる書類の写しを提出すること。
- 4 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

所轄庁以外の関係知事に対する特定非営利活動促進法第51条第2項の
有効期間の更新に係る関係書類の提出書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第51条第2項の規定による有効期間の更新を受けたので、法第51条第5項において準用する法第49条第4項（第1号に係る部分を除く。）の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類並びに法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写し
- 3 有効期間の更新に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 法第51条第5項において準用する法第45条第1項第1号、第2号、第3号イ、ハ及びニ、第4号、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類、法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類のうち、所轄庁への提出を省略したものが含まれる場合には、以下の欄にその名称を記入すること。

書 類 の 名 称

- 3 所轄庁以外の関係知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

役員の変更等届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地
 その他の事務所の所在地
 名 称
 代表者氏名
 電話番号

次のとおり役員の変更等がありましたので、特定非営利活動促進法第23条第1項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する第23条第1項）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

備考

- 1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を記載してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。
- 2 役名の欄には、理事、監事の別を記載してください。
- 3 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
- 4 住所又は居所の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載してください。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類（条例第5条の規定の適用を受ける場合にあつては、(2)の書類を除く。）を添付してください。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面
- 6 変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）を2部（所轄庁が神奈川県知事以外の特定非営利活動法人にあつては、1部）添付してください。
- 7 不用の文字は、抹消してください。

(法人成立後用)

誓約及び就任承諾書

法人の名称 特定非営利活動法人 ○○○○

代表者 様

私は、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約するとともに、同法人の ○ ○ に就任することを承諾します。

年 月 日

県へは、コピー（謄本）を提出してください。
役員に暴力団員がいないことを確認するため、記載された情報を神奈川県警察本部に照会させていただきます。

住所又は居所

(ふりがな)
氏 名

(生年月日 年 月 日)
(性別 男・女)

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにならない。

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 ○○○○	④ 理事長などの役職名は備考欄に記載します。
--------------	----------------	------------------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考	
理事	②氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 ※「高橋」⇔「高橋」 「川崎」⇔「川崎」 「恵」⇔「恵」 など ※「○丁目△番◇号」⇔「○丁目△番地◇」 「○○番△号」⇔「○○番地の△」など		あり	理事長	
理事			なし	副理事長	
理事				なし	
監事				なし	

①役名は法上「理事」「監事」の2種しかありません。ここに入るのは「理事」か「監事」のどちらかです。

③役員報酬の有無について記載してください。なお、労働の対価については役員報酬とは考えません。“役員手当（役務の対価ではない）”に相当するものを、役員報酬と考えてください。

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下であることが必要です。
(法第2条第2項第1号ロ)

第6号様式（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地
その他の事務所の所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項（第52条第1項の規定により読み替えて適用する第25条第6項）の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

備考

- 1 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）及び変更後の定款（2部（所轄庁が神奈川県知事以外の特定非営利活動法人にあっては、1部））を添付してください。
- 3 不用の文字は、抹消してください。

施行規則で定めた様式です。神奈川県以外の様式では受理できません。

第 18 号様式（第 22 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

登記事項証明書の所在地を記載

認定（特例認定）特定非営利活動法人定款変更認証提出書

××年 ×月×日 神奈川県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 電話番号 (045) 210-1111 ファクシミリ番号 (045) 210-****
	その他の事務所の所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 電話番号 (03) ****-**** ファクシミリ番号 (03) ****-****
	(フリガナ)	カナガワケン
	法人の名称	特定非営利活動法人 かながわけん
	(フリガナ)	カナガワ イチロウ
	代表者氏名	神奈川 一郎
不要な文字を二本 線で抹消	認定 (特例認定) の有効期間	××年×月×日から ××年×月×日まで

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項（第 62 条において準用する第 52 条第 2 項）の規定により提出します。

変更の 認証年月日	変更の内容
××年×月 ×日	別紙のとおり

備考

- 1 主たる事務所及びその他の事務所の所在地は、都道府県名から記載してください。
- 2 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。
- 4 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）及び変更後の定款（1部）を添付してください。
- 5 不用の文字は、抹消してください。

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

主たる事務所の所在地
その他の事務所の所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

備考

- 1 変更の内容の欄には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その時期も記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（1部）、変更後の定款（2部）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合に限る。）（2部）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿（2部）
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は事業計画書、活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は事業計画書、活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）
- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか以下の書類を添付してくだ

さい。

(1) 認定又は特例認定を受けるために変更前の所轄庁に提出した申請書に添付した以下の書類の写し

ア 寄附者名簿（特例認定特定非営利活動法人を除く。）

イ 認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類

ウ 法第 47 条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

エ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(2) 認定又は特例認定の通知書の写し

(3) 変更前の所轄庁に提出した直近の以下の書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引

b 役員等との取引

(エ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

エ 助成金の支給の実績を記載した書類

代表者氏名変更届出書

登記事項証明書の所在地を記載

××年×月×日 神奈川県知事 殿 登記事項証明書の法人の名称及び代表者の氏名を記載 不要な文字を二本線で抹消	主たる事務所の所在地	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 電話番号 (045) 210-1111 ファクシミリ番号 (045) 210-****
	その他の事務所の所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 電話番号 (03) ****-**** ファクシミリ番号 (03) ****-****
	(フリガナ)	カナガワケン
	法人の名称	特定非営利活動法人 かながわけん
	(フリガナ)	カナガワ イチロウ
	代表者氏名	神奈川 一郎
	認定 (特例認定) の有効期間	××年×月×日から ××年×月×日まで

代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法第 53 条第 1 項（第 62 条において準用する第 53 条第 1 項）の規定により届け出ます。

変更前の代表者氏名	変更後の代表者氏名	変 更 年 月 日
神奈川 一郎	横浜 二郎	××年×月×日

備考 不用の文字は、抹消してください。

年 月 日

都道府県知事 殿

（認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第53条第4項の都道府県知事に対する
認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は
居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿の写し
- 12 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（11を除く。）及び法第47条各
号のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し
- 13 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 14 認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 から 13 までに掲げる書類については、法第 4 4 条第 2 項の認定、法第 5 1 条第 2 項の有効期間の更新又は法第 6 3 条第 1 項の合併の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第 5 3 条第 4 項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。

年 月 日

都道府県知事 殿

（特例認定特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

主たる事務所の住所

電話番号

特定非営利活動促進法第62条において準用する同法第53条第4項の
都道府県知事に対する特例認定特定非営利活動法人の事務所の新設に係る関係書類の提出書

貴都道府県の区域内に新たに事務所を設置したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第62条において準用する法第53条第4項の規定により、下記に掲げる書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 年間役員名簿
- 6 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は
居所を記載した書面
- 7 役員名簿
- 8 定款
- 9 認証に関する書類の写し
- 10 登記に関する書類の写し
- 11 法第59条第1号の規定による法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する
旨を説明する書類及び法第62条において準用する法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説
明する書類の写し
- 12 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- 13 特例認定に関する書類の写し

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

- 2 1 から 6 までに掲げる書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。ただし、合併後これらの書類が作成されるまでの間は、合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに合併当初の財産目録を提出すること。
- 3 11 及び 12 に掲げる書類については、法第 58 条第 1 項の特例認定又は法第 63 条第 2 項の認定のうち直近に受けたものに係る申請書の添付書類として所轄庁に提出したものの写しを提出すること。
- 4 法第 53 条第 4 項の都道府県知事が複数あるときは、各知事に対して届出を行うこと。